

第10号議案

令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和元年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,585,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月31日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山象三

第11号議案 要旨

北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
(要旨)

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、一般職非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため条例を制定するもの。

2 制定内容

(1) 給与【第2条】

ア フルタイム

給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当
※支給できない手当

管理職手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当

イ パートタイム

報酬及び期末手当

(2) フルタイム会計年度任用職員の給料【第3条、第4条】

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表行政職俸給表の一部を準用する。

(3) フルタイム会計年度任用職員の給料の支給【第5条】

正規職員の規定を準用する。

(4) フルタイム会計年度任用職員の各種手当

全て正規職員の規定を準用する。

ア 通勤手当【第6条】

イ 時間外勤務手当【第7条】（読替あり）

ウ 休日勤務手当【第8条】（読替あり）

エ 夜間勤務手当【第9条】（読替あり）

(5) フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出【第10条】

正規職員の規定を準用する。（読替あり）

(6) フルタイム会計年度任用職員の給与の減額【第11条】

正規職員の規定を準用する。（読替あり）

(7) フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理【第12条】

勤務1時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(8) フルタイム会計年度任用職員の期末手当【第13条】

正規職員の規定を準用する。

ただし、任期の定めが6月以上の者に限る。

(9) パートタイム会計年度任用職員の報酬【第14条】

フルタイムの月額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(10) パートタイム会計年度任用職員の各種手当

ア 時間外勤務手当【第15条】

正規の勤務時間（7時間45分）までは、100分の100を乗じて得た額とし、それを超えて勤務した場合は、正規職員と同様に算定し、報酬として支給する。

イ 休日勤務手当【第16条】

正規職員と同様に算定し、報酬として支給する。

ウ 夜間勤務手当【第17条】

正規職員と同様に算定し、報酬として支給する。

(11) パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出【第18条】

フルタイムの月額を所定勤務日数、所定勤務時間で割り戻す。

(12) パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額【第19条】

正規の勤務時間に勤務しなかったときの給与の減額について、月額支給の者と日額支給の者のそれぞれの方法を規定

(13) パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理【第20条】

フルタイム会計年度任用職員と同じ

(14) パートタイム会計年度任用職員の期末手当【第21条】

正規職員と同様に算定する。

ただし、1週間の所定勤務日数が4日以下の者にあつては、1週間の所定勤務日数で割り戻す。

(15) パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給【第22条】

規則で定める期日に支給する。

(16) 会計年度任用職員の給与からの控除【第23条】

ア 兵庫県市町村職員共済組合の団体取扱いに係る積立貯金

イ その他任命権者が認めたもの

(17) 任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与【第24条】

勤務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与につい

て、別に定めることができる旨の規定

- (18) パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償【第25条】
正規職員と同様に算定し、費用弁償として支給する。
- (19) パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅費に係る費用弁償【第26条】
正規職員の例による。
- (20) 会計年度任用職員の給与の口座振込【第27条】
正規職員の規定を準用する。
- (21) 委任【第28条】
規則への委任

3 施行期日

令和2年4月1日

第12号議案 要旨

北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、関係する条例において所要の措置を講ずる必要があるため。

2 制定内容

関係する条例7本を改正する。

- (1) 北はりま消防組合定数条例の一部改正
「臨時に雇用」→「臨時的に任用」
- (2) 北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
フルタイム会計年度任用職員を報告対象に含める。
- (3) 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正
会計年度任用職員に必要な読替えを規定
- (4) 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
「、別に規則で定める。」→「、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。」
- (5) 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正
非常勤職員、短時間勤務職員の取扱いを追加する。
- (6) 北はりま消防組合職員の互助共済制度に関する条例の一部改正
「臨時に勤務する者」→「臨時的に任用される者」
- (7) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の給与は、別の条例に定めることとする。

3 施行期日

令和2年4月1日

第13号議案 要旨

北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布され、これに伴い、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当な差別をされることのないよう、各種法律の「欠格条項」が原則として削除されることとなり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条においても「成年被後見人又は被保佐人」が欠格要件から削除された。

これに伴い、条例中の文言の整理を図るもの。

2 改正内容

- (1) 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正
 - (2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正
- いずれも文言の整理を行うこと。

3 施行期日

令和元年12月14日

第14号議案 説明資料

- 1 納入場所 兵庫県加東市上中778番地52（加東消防署）
- 2 納入期限 令和2年1月29日
- 3 変更内容

契約の金額	変更前（円）	変更後（円）	増額（円）
	27,864,000-	28,380,000-	516,000-

変更理由

令和元年7月22日、第31回北はりま消防組合議会（臨時会）で議決された高規格救急自動車購入の件について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことから契約金額が増額となるため契約変更するもの。

第15号議案 説明資料

- 1 納入場所 兵庫県加西市北条町東高室993番地の1（加西消防署）
- 2 納入期限 令和2年3月19日
- 3 変更内容

契約の金額	変更前（円）	変更後（円）	増額（円）
	119,750,400-	121,968,000-	2,217,600-

変更理由

令和元年7月22日、第31回北はりま消防組合議会（臨時会）で議決された救助工作車Ⅱ型購入の件について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことから契約金額が増額となるため契約変更するもの。